

財務省告示第四百五十七号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十六年十月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年十月十九日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	の法律及びその	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
				利付国庫債券（十年）（第二百六十四回）	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に	関する法律（平成十六年法律第二十号）第二条第一項及び財	政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十一条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	額、金額で一兆九千億円
								機関は日本銀行とする。	
								国債の募集の取扱いは、引受け	
								を目的として組織される団体と	
								の間に国債の募集の取扱い及び	
								引受けに関する契約を締結する	
								方法による発行	
								額、金額で一兆九千億円	

六 払込金額
 七 最低額面金
 八 振替単位
 九 発行の日
 十 募集の価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

き発行する利付国債について
 は、額面金額で千二百五十三億
 四兆五千九百五十三億八千九
 百七十七万七千円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす

平成十六年十月二十日

額面金額百円につき九十九円七
 角五分（五パーセント）は、払込
 金にプラスの算式によるものとす

額にプラスの算式によるものとす
 る。出た金額を第九号の規定

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式に
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は
 法人が適用を受ける所得税

